

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 中嶋 博

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1984年1月25日発行

第16巻 第1号
(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.16 No. 1号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

新年御挨拶

A Message for the New Year

名誉所長 西村 光夫

Honorary Director-General, Prof. Teruo Nishimura

明けましてお目出度うございます。皆様御機嫌よく新年を迎えられましたことと御慶び申し上げます。

さて当研究所も、皆様の日頃の厚い御支援によって、無事17回目の新年を迎えることができました。有難いことと深く感謝しております。特にスウェーデン大使御夫妻並びに大使館員の諸氏、支持会員の方々、当所の運営や出版活動に御協力頂いた内外の方々の御厚意に対し満腔の御礼を申し上げるとともに、こんごさらに長きにわたって変りなき御支援と御鞭撻を賜りますよう心より御願ひ申し上げます。

顧みますと17年前日本は漸く戦後の復興期を了へて、経済の高度成長を享受しているときでありました。ニクソンショック、石油危機突発以前のことであり、政府財政には余裕ができ、累年減税が行われました。そうした状況を背景に政府は積極的に福祉政策を押し進め、国民もこれを大いに歓迎致しました。しかし福祉国家建設ということは単純なことではありません。良い面が多いと同時に要注意の面もあります。われわれはこの問題の研究の緊要性を感ずるとともに、まず範をスウェーデンにとって、同国が辿ってきた実際の道程を研究し、もってわが官民のこれからの施策の参考にしたいと思ったのであります。幸いわれわれの趣旨に賛同して下さる方も多く、研究所の設立に及んだのであります。開所当時最も御世話になったアルムクヴィスト元駐日スウェーデン大使、松前重義氏(現会長)、大平正芳氏(前理事長)等の顔が今も浮んで参ります。

皆様の厚い御支援で、無事年を重ね、実績も積んで参りましたが、私共の微力のために活動資金不足にはいつも悩まされて参りました。拡張したい仕事、新しくやりたい仕事は山程あるのですが、その実行に要する資金は常に乏しく少なからず難渋をつづけてきました。

それからここ4年にわたり、所長としてこのような問題も含めて当研究新運営の一切の仕事に尽瘁せられた平田富太郎先生が止むない事情のためこの度所長を辞されることになったことは、われわれにとって大きな損傷であります。しかしこんごも重要な顧問として御指導頂けることとなるので、寂しくなることはないと思います。この機会に松前会長の下で研究所の一新を図り、新陣容による新企画を樹ててゆこうとの気運の生れましたことは目出度いことと思ひます。今年はその第一年、生れかわりの年となります。世界も変り目にあるようです。皆様におかれても研究所の新しい発展のため倍旧の御支援、御鞭撻のほど御願ひ申します。

目次

新年御挨拶	西村 光夫	1
Message for the New Year		
	ルバック 報道官	2
パルメ 政権・労働者基金法案を提出		
	岡沢 憲英	3
スウェーデン・人工授精法(1)	菱木昭八朗	4
研究所の活動メモ(58年)		6
(研究会ニュース) 高令者の生き甲斐		6

Message for the New Year

Mr. Magnus Robach
Press Attaché
Royal Swedish Embassy

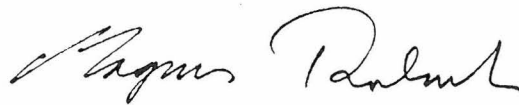
To all members of JISSS I wish to convey my best New Year's greetings.

Having spent slightly more than a year in Japan I still feel like a newcomer; there is so much to learn and to discover. At the same time my wife and I have made many good friends, warmth and generosity meets us everywhere.

We can already see that 1984 will be a year of intensive exchange between Japan and Sweden. Musical guest performances, literary meetings, conferences on such varied subjects as security policy, science, and architecture are being planned. 1984 will also include active preparation for Sweden's national contribution at the Tsukuba-85 World Expo.

Amid all these events and projects the longstanding personal relationships that are nurtured between our countries by JISSS' members remain a cornerstone in our relations.

We at the Embassy wish to thank the JISSS for its steadfastness and neverceasing support. We look forward to everyone's ideas for our continued close collaboration.



Magnus Robach
Press attaché

パルメ政権・労働者基金法案を提出

A Reflection on löntagarfondförslag and Palme in cabinet-crisis

評議員 早稲田大学教授 岡 沢 憲 芙

Prof. Norio Okazawa

(在ストックホルム)

80年代最大の政治争点である労働者基金問題が明確な形で浮上して来た。去る10月13日、法案が上呈され、司法審査に付された。いよいよ本格的論戦である。社民党法案は予想された以上に穏健なものとなっていた。その骨子は、①一般国民年金と同じ枠組で5つの基金運営委員会が全国に設置される（北部基金、中部基金、東部基金、西部基金、南部基金）。②政府は9人の基金運営委員を任命する。そのうち5人は労働者側から任命する。③各基金は当該地方の特色を反映するよう、互いに独立した地位を与えられ、別個の事務所を設置する。④各基金は毎年最高4億クローネ獲得する。つまり、1990年までは1年間に合計20億クローネ獲得する。⑤各基金運営委員会はその基金で企業の株を自由に買うことができる。また、協同組合や小企業に金を借すこともできる。⑥労働者基金の財源は企業が支払う利潤分担金と一般国民年金の増額分（0.2%）となる。⑦利潤分担金は株式会社、協同組合、貯蓄銀行、ある種の保険会社にとっては特別税となる。⑧利潤分担金の算出に当っては50万クローネもしくは企業が支払う賃金総額の6%を控除額として認め、企業が一方を選択できる。⑨利潤分担金つまり利益税は控除額を除いた利益の20%になる。この利益税は次年度の納税時には控除対象となる。⑩1つの労働者基金は株式市場に上場している企業の株を最高8%まで買うことができる。（Dagens Nyheter, den 14 October 1983）。

以前は1つもしくは複数の基金が企業の株を49%まで買うことができると噂されていたが、法案では1つの基金の最高限度を8%に制限している（合計40%）。経営側の不安がこの提案で解消したわけではない。一般国民年金の基金で株を買い足せば50%も理論的には可能であるからである。何よりも、実質大幅増税になること、労使共同決定法と加えて労働者による企業支配が一層強まり、

企業経営のインセンティヴスがなくなること、一応1990年までと言いながら、これが社会主義化路線の第一歩になること、などがその理由である。

パルメ政権を取り囲む政治状況は最悪である。各世論調査は労働者基金と社民党に批判的である。10月28日に発表されたIMU（市場調査研究所）の調査では、社民党支持者の間ですら労働者基金に賛成しているのは47%しかなく（反対24%）、しかも支持率は減少している。逆に「良くない」と答えた者は春の45%から57%に増えている。また、SIFÖ（11月6日）では、各党支持率が社民：40%（前回比-2.5%）、穏健：29.5%、国民：8%、中央：14%、左共産：5%、となり、社会主義ブロックが45%、ブルジョワ・ブロックが51.5%となった。追い討ちをかけるかのように中央統計局が11月8日に失業者統計を発表した。10月現在の失業者は149,000人（失業率3.4%）で、9月よりは減少したものの前年10月（129,000人）に比べると増加しており、ブルジョワ政権打倒後社民党の経済政策が順調でないことが明確になった（失業者のうち58,000人が25歳以下の青年）。そしてライナ事件の発生。司法大臣ライナが税金問題、不当外国投資問題で新聞の集中砲火を受けて閣外に去った。パルメはじめ社民党は「政治における倫理性」という社会主義勢力にはなじみの薄い、それだけに深刻な問題に直面することになった。ブルジョワ陣営、言論界の一部は解散・総選挙を主張しており、当分混乱しそうである。このような状況の中で11月17日、労働者基金問題をめぐって社民-穏健党間で全国討論（100カ所）が開かれた。ストックホルムではパルメとアーデルソンの両党首が対決した。社民党は常に押しまわれ、論点をかわすだけであった。

パルメはどのような形で突破口をみつけるのであろうか。（執筆に当ってÅsa Myrdalの協力を得た。感謝の意を表したい）。

スウェーデン・人工授精法

—人工授精立法特別調査委員会・調査報告から—(1)

(ur Förslag av inseminationsutredningen, SOU 1983 : 42 Barn genom insemination)

専修大学法学部教授 菱 木 昭 八 朗
Prof. Shohachiro Hishiki

1 はじめに

去る9月5日スウェーデンにおいて人工授精子問題を検討していた人工授精立法特別調査委員会（スウェーデン語の正式名称は Inseminationsutredningen, 委員長は JO. Tor Sverne, 1981年設置）から政府に対し、調査報告と共に人工授精法に関する調査会案が提出されるに至った。

つい最近、私の旧い友人の1人で今ウプサラ大学法学部長をしておられるアンデッシュ・アゲル教授から右調査委員会報告書が送られてきたので調査報告の内容を簡単に紹介してみることにする。

調査報告書はB5変形(24×16.4)版222頁、(本文156頁)で次のような構成になっている。

- 1 人工授精法草案および人工授精法の制定に伴う関連法令の改正草案
- 2 調査委員会の任務と調査作業
- 3 人工授精および法的規制の歴史
- 4 諸外国における人工授精およびそれに対する法的規制の現状
- 5 スウェーデンにおける人工授精の現状
- 6 調査委員会の人工授精子に対する基本的な考え方
- 7 M・インセミネーションについて(註1)
- 8 G・インセミネーションについて(註2)
- 9 インセミネーションに対する医学的要件
- 10 インセミネーションに対する社会的要件
- 11 G・インセミネーションの場合における社会的アドバイスと調査
- 12 インセミネーション手続
- 13 インセミネーションに対する同意
- 14 インセミネーション子の自己のルーツを知る権利と秘密の保護
- 15 死亡した夫の精子によるインセミネーション

ン

- 16 父性の確定に関する訴
- 17 父性確定の際における社会福祉委員会の協力
- 18 冷凍精子の利用について
- 19 違法インセミネーションに対する処罰
- 20 インセミネーションに係るその他の問題
- 21 法律改正に伴う必要費用の問題
- 22 人工授精法制定の必要性
- 23 個別的立法趣旨説明
- 24 マルク・ビクデマンの少数意見
- 25 附録

ところでここに人工授精とは人工的に精子と卵子を結合させ、一箇の授精卵をつくり出すことを云うのであるが、その方法には母体の外で人工授精を施す方法と母親の胎内で人工授精を行う方法があり、また更にその場合、誰れの精子を用いるかによってM・インセミネーションとG・インセミネーションに区別されている。M・インセミネーションとは婚姻中の夫もしくは内縁関係にある夫の精子を用いて行う人工授精の方法であり、G・インセミネーションとは夫以外の男の精子を用いて行われる人工授精のことを云う。英語では前者のことをA I H (Artificial Insemination by Husband) 後者のことをA I D (Artificial Insemination by Donor) と呼んでいる。未婚の女性が単独でうける人工授精は後者のカテゴリーに入れられている。

ところで今回スウェーデン人工授精立法特別調査委員会から提出された調査報告書で取り扱われている人工授精は専ら母体内で行われる人工授精で、体外授精の問題は将来の問題として残されている。そしてまた右報告書の取扱っている人工授精問題の内容は主としてG・インセミネーションに関するものである。

今日、アメリカ、カナダの一部の州を除いて人工授精は法的には全く野放しの状態に置かれている。従って、もしスウェーデンにおいて調査委員会の人工授精法案が正式に立法化された場合、国レベルの人工授精子法としては世界で最初の人工授精法となるものと思われる。

スウェーデンにおいて人工授精法定定の必要性が論議されるようになったのは今から30年も前の1953年の頃である。しかしその当時は人工授精子の数も少なく、それ程大きな社会問題にもならなかったことからついには人工授精法は立法化されることなく終わったが、ここ最近スウェーデンにおいてG・インセミネーション子の数が毎年かなりの数（スウェーデンでは毎年230人前後のG・インセミネーション子が生れてきている）に増加してきていることと共にハパラダ^(註3)事件を契機にしてG・インセミネーション子の法的保護が焦眉の急となったことから政府は1981年人工授精立法特別調査委員会を設置し、人工授精法の制定に関する諸問題の調査を命じたのである。そしてその結果として出てきたのが上記調査報告書である。

2 人工授精法案の内容とその問題点

人工授精立法特別調査委員会から政府に提出された人工授精法草案は3節12ヶ条から構成され、その内容は次の如くである。

人工授精法草案は、先づ第1条において人工授精法の適用の対象となる人工授精の概念を定めた後、第2条乃至第8条において人工授精を受けることの出来る者と人工授精を行うことの出来る者の要件を定める（第2条・第3条）。

右規定によれば、人工授精を受けることの出来る者は婚姻中の者かもしくは内縁関係にある者に限られる。独身者もしくはレスビアン関係にある女性は人工授精を受けることが出来ない。

草案が独身女性もしくはレスビアン関係にある女性に対する人工授精を禁止したのは、子供は両親の揃った環境で育てられるべきで、始めから片親で育てられることがわかっているような場合、社会はそのような環境に子を置くことに手を貸すべきではないという理由によるものである。

人工授精法草案は更に第4条乃至第10条において、特にG・インセミネーションを行う場合の特別の要件を定める。

第4条によれば、G・インセミネーションは社会庁の許可を得た後、産婦人科医の監督の許に病院で行われなければならないが、一般開業医はG・インセミネーション施術を行うことが出来ない。

また、Gインセミネーション施術を受けることの出来る者は婚姻中の者もしくは内縁関係にある者で、しかも被施術者本人とその夫の年齢が満25歳以上の者でなければならないとされている。この年齢基準は養子縁組の場合の養親となることの出来る者の最低年齢と軌を一にするものである。

更にG・インセミネーション施術を受ける場合、夫婦は社会福祉委員会と担当医の承認を受けると同時に、夫（内縁の夫を含む）の同意を受けなければならない。夫の同意は書面によらなければならないことになっている。

自分の子供を生むのにいちいち社会福祉委員会からの承諾を得なければならないということも奇異な感じがしないでもないが、更に法は社会福祉委員会からG・インセミネーションを受けることの許可が出なかった場合、被インセミネーション夫婦はその不許可決定に対して、行政裁判所に異議申立を行うことを認められている。精子提供者の選択は医師の権限に委ねられている（第8条）。

人工授精法の本質は、Gインセミネーション子が満18歳に達したとき、本人がそのことを欲する場合、人工授精子に対して生物学上の父（精子提供者）の身元を知る権利を与えていることである（第9条）。G・インセミネーションに対して法的規則をもっているアメリカ、カナダの諸州の人工授精法でもG・インセミネーション子に対して自己のルーツを知る権利を与えている例は全くなく、むしろ精子提供者の身元はもちろんのこと子供がG・インセミネーションで生れてきたことを秘密にしておくというのが普通である。1978年に公にされたヨーロッパ理事会の人工授精問題に関する勧告案も精子提供者の身元を出来るだけ明かさない方向にある。

スウェーデン人工授精立法特別調査委員会が世界の風潮に抗して、敢えてG・インセミネーション子に対して、自己のルーツを知る権利を与えたのは、人はすべからず自己のルーツを知る基本的な権利をもっているという発想からであるが、更にまた最近の養子縁組の場合における養子本人に対するルーツ公開の原則に倣ったものである。

（つづく）

- | | |
|--|--|
| 1. 9 KFハンス・アルセーン会長一行と懇談 | 三浦文夫氏) |
| 2. 28 スウェーデン語講習会第51回開講 | 9. 8 トールステン・フセーン教授夫妻歓迎会開催 |
| 4. 5 小野寺夫妻がスウェーデン大使夫妻を接待 | 9. 11 高令化介会調査視察団帰国 |
| 4. 18 文化研究会開催—北欧の建築・デザイン(樋口東大名譽教授) | 9. 27 スウェーデン労使協議会の訪日視察団と交流 |
| 5. 23 スウェーデン語講習会第52回開講 | 9. 29 越智啓介駐瑞新大使の歓送会開催 |
| 5. 26 政治研究会開催—スウェーデンの情報公開、守秘義務、マスコミ倫理について(潮見憲三郎氏) | 10. 4 政治研究会開催—スウェーデンの都市計画(テービー都市計画部長クリスティーナ・ベリルンド女史) |
| 6. 21 昭和58年度総会、理事会開催 | 10. 11 ICAアルネ・レーセン事務局長等と交流 |
| 6. 30 政治研究会開催—アルバ・ミュルダールの軍縮論について(小野寺 信氏) | 10. 17 スウェーデン語講習会第53回開講 |
| 7. 18 福祉研究会開催—最近のスウェーデンの社会・文化・教育の動向について(三瓶恵子氏) | 10. 22 福祉研究会開催—高令化社会調査視察団報告 |
| 8. 3 高令化調査視察団の視察目的説明会開催 | 11. 8 スウェーデンインスティテュートのカトリーヌ・ヨンソン秘書役と懇談 |
| 8. 28 高令化社会調査視察団出発(スウェーデン・ノールウェー・デンマーク・オランダ・ベルギー・フランス)—充実した老後生活を求めて(団長 | 11. 30 スウェーデン語講習会高等科のみ開講 |
| | 12. 5 福祉研究会開催—高令者の生き甲斐について(三浦文夫氏、竹内かつ氏) |

《研究会ニュース》

高齢者の生き甲斐に関する研究会

去る12月5日農林年金会館において、昨夏の視察団の団長を勤められた当研究所評議員日本社会事業大学の三浦文夫教授の講話と視察団に参加された当研究所会員大田区教育委員会委員の竹内かつ先生のスライド上映とその解説が行われた。

三浦教授の講話は——とくに老人福祉のパラダイムをめぐって——と題して、主として視察先6ヶ国の老人福祉の実施状況と運営主体の在り方に焦点をあて、運営の形、施設の種類、従事者の種類と数など各国それぞれの事情による差異を説明され、我々はそれらを比較対照して検討すべきことを強調された。

竹内かつ先生のスライド上映と解説は、6ヶ国の特徴を示す施設と運営に当る当事者の応待を再現するもので、三浦教授の講話のポイントを深く印象づけるもので、そのご努力とご熱意に心より敬意を表する次第である。

新年お目出とうございます

事務局より